

審議会等 開催情報

会議の日程・議題等は変更となる場合があります。傍聴人数も定員がありますので、傍聴を希望する方は、あらかじめ担当課へお問い合わせください。会議開催予定は、西東京市ホームページ、両庁舎入口の掲示板でもお知らせしています。

会議	とき・ところ	議題	担当課(内線)
健康づくり推進プラン検討委員会	7月17日(水)午後2時～ 防災センター6階	就任依頼、プラン策定の概要について	健康推進課(2361)
都市計画審議会	7月18日(木)午前10時～ 田無庁舎議会棟4階	まちづくり基本方針策定報告	都市計画課(2411)
商店街振興プラン策定委員会	7月23日(火)午前9時30分～ 田無庁舎2階	プラン策定に係る具体的方策の検討	産業振興課(1442)
地域福祉計画検討委員会	7月23日(火)午後2時～ 保谷庁舎4階	地域福祉をめぐる広域的動向および現状ほか	保健福祉課 総合調整課(2313)
保健福祉審議会	7月23日(火)午後7時～ 防災センター6階	計画策定における基本的な考え方ほか	
福祉計画策定委員会	7月24日(水)午前10時30分～ インギビル3階	市の現況および高齢者保健福祉計画の理念	子育て支援課(1521)
子育て支援計画策定委員会	7月24日(水)午後1時30分～ インギビル3階	作業部会の進め方ほか	
公民館運営審議会	7月24日(水)午後4時～ 保谷公民館	主催事業の企画について	保谷公民館(64-8211)
(仮称)合併記念公園整備懇談会	7月25日(木)午後6時30分～ インギビル3階	公園の管理運営	公園緑地課(2432)
中小企業従業員退職金等共済運営審議会	7月30日(火)午前10時～ 田無庁舎2階	今後の方向性ほか	産業振興課(1442)
廃棄物減量等推進審議会	7月30日(火)午後2時～ 保谷庁舎2階	ごみ排出に伴う市民負担の公平性についてほか	ごみ減量推進課(2223)
防災会議	7月30日(火)午後2時～ 防災センター5階	総合防災訓練についてほか	防災課(2231)
消防委員会	7月30日(火)午後4時～ 防災センター5階	消防団の処遇についてほか	

住民票コードを通知します

～住基ネットシステム 8月から一部稼働～

5月15日号でお知らせしました住民基本台帳ネットワークシステム住民基本台帳を管理する全国の市区町村と各都道府県・国の機関が専用回線で結ばれるシステムが8月から一部稼働します。これに伴い、住民の皆さん一人ひとりの住民票に「住民票コード」と呼ばれる11ケタの識別番号が記載されます。8月5日現在、西東京市に住民登録のある方に、このコードを郵送で、世帯ごとにお知らせします。

この通知による手続きは不要です。住民票コードは、連続した番号ではなく、無作為に抽出された番号です。届け出により変更できますが、変更後の番号も、無作為に抽出された番号になります。

市民課(☎内線1461) (☎内線2131)

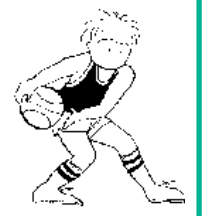


公共施設(体育施設)予約サービス説明会

市民の皆さんの幅広いご意見を踏まえ、検討経過の報告します。利用団体の皆さんのご参加をお待ちしています。

とき・ところ
7月25日(木)・こもれびホール小ホール
8月1日(木)・田無庁舎502・503会議室
時間はいずれも午後2時～4時・午後7時～9時

スポーツ振興課(☎内線2715)



教育委員会の開催日程

とき 7月23日(火)午後2時30分から
ところ スポーツセンター1階会議室
議題 行政報告ほか
傍聴人数 10人
教育庶務課(☎内線2611)

国民健康保険 納入通知書を送付します

平成14年度の国民健康保険料納入通知書を世帯主あてにお送りします。国民健康保険料(国保料)は、皆さんの医療費をお支払いするための貴重な財源です。期限内に必ず納付してください。

14年度国保料の計算方法
下表のとおり
40歳未満の方は、医療保険料のみを国保料として納めていただきます。
40歳から64歳の方は、医療保険料と介護保険料を合算して、国保料として納めていただきます。

年度途中で、40歳になる方の介護保険料は、40歳の誕生日の属する月から(誕生日が1日の方は前月から)納めていただきます。納入通知書発送時(7月)は、7月1日以前に誕生日を迎えた方が対象となっております。その後40歳に到達する方は、到達月の翌月に介護保険料を増額更正して、更正通知書を送付します。

年度途中で、65歳になる方の介護保険料は、賦課期日(4月1日)以降に65歳になる月の前月誕生日が1日の方はその前々月までの介護保険料を月割算定し、医療保険料とあわせて1期から8期までに分けて納めていただきます。

平成14年度の国民健康保険料の算出

所得割額	控除額	料率
A 所得割額	基礎控除 330,000 割増控除 20,000 調整控除 170,000	賦課標準額 × 5% =
B 資産割額	平成14年度固定資産税額(都市計画税を除く)	× 20% =
C 均等割額	加入する人数 × 15,000円	=
D 平等割額	1世帯当たり 8,400円	=
医療保険分年間保険料 + + + = ① (最高限度額: 計算した結果47万円を超えた場合は47万円)		
E 所得割額	基礎控除 330,000 割増控除 20,000	賦課標準額 × 0.79% =
F 均等割額	第2号被保険者数 人 × 8,800円	=
介護保険分年間保険料 + = ② (最高限度額: 計算した結果7万円を超えた場合は7万円)		
年間保険料 ① + ② =		

医療保険料

65歳以上の方は、医療保険料のみを国保料として納めていただきますが、介護保険料については、介護保険料より納入通知書が送付されます。納付は納期限内に、口座振替を利用されている方は、7月から翌年2月まで8回に分けて納めていただきます。納め忘れのないよう、納期内の納付にご協力ください。納期限を過ぎると、延滞金が増額されたり、滞納処分を受けることがあります。納付は便利な、口座振替をご利用ください。

介護保険料

口座振替を利用されていない方に、口座振替申込用紙を納入通知書に同封してお送りします。口座振替を希望する方は、必要事項を記入・押印のうえ、納入通知書と預金通帳、通帳の届出印をお持ちになり、市指定の金融機関へ申し込んでください(申込書提出後でも、手続きが完了するまでは、納付書で納めていただくことがあります)。譲渡所得の特別控除は国保料には適用されませんが、国民健康保険に加入されている方が、土地や家屋を譲渡した場合に、翌年の国保料が増額になる場合があります。土地や家屋を譲渡した場合、所得税・市民税では、「譲渡所得の特別控除」の適用を受けることができますが、国保料の算定の際には、この「特別控除」の適用がありませんので、「特別控除」前の譲渡所得金額が算入されます。あらかじめご了承ください。

収入のない方も申告をしてください。

国保料は、加入者の申告に基づいて算定されます。年末調整を受けた方以外は、税務署へ確定申告をするか、市役所に市民税の申告をしていただく必要があります。

前年度の所得が一定以下の世帯については、医療分が均等割額および平等割額が、介護分は、均等割額が軽減されます。確定申告や市民税の申告が済んでいないと、この措置が受けられませんので、所得の有無にかかわらず、必ず申告してください。

国保料の納付が困難な場合、納付が困難な方に対し、納付相談を行っています。気軽にご相談ください。

納付義務者の収入が著しく減少したことにより、その資産に重大な損害を受けた場合や、災害などの特別な事情で、生活が困難となった場合などには、保険料の減免制度があります。減免申請書を提出され、調査の結果、国保料が減免される場合がありますので、納期前7日までに申請してください。

国保料を未納のままにしておくと、災害など特別な事情がないのに、保険料を未納のままに

している方が、土地や家屋を譲渡した場合には、翌年の国保料が増額になる場合があります。土地や家屋を譲渡した場合、所得税・市民税では、「譲渡所得の特別控除」の適用を受けることができますが、国保料の算定の際には、この「特別控除」の適用がありませんので、「特別控除」前の譲渡所得金額が算入されます。あらかじめご了承ください。

収入のない方も申告をしてください。

国保料は、加入者の申告に基づいて算定されます。年末調整を受けた方以外は、税務署へ確定申告をするか、市役所に市民税の申告をしていただく必要があります。

前年度の所得が一定以下の世帯については、医療分が均等割額および平等割額が、介護分は、均等割額が軽減されます。確定申告や市民税の申告が済んでいないと、この措置が受けられませんので、所得の有無にかかわらず、必ず申告してください。

国保料の納付が困難な場合、納付が困難な方に対し、納付相談を行っています。気軽にご相談ください。

納付義務者の収入が著しく減少したことにより、その資産に重大な損害を受けた場合や、災害などの特別な事情で、生活が困難となった場合などには、保険料の減免制度があります。減免申請書を提出され、調査の結果、国保料が減免される場合がありますので、納期前7日までに申請してください。

国保料を未納のままにしておくと、災害など特別な事情がないのに、保険料を未納のままに

国民年金

第3号被保険者の届出先が変更になりました

第3号被保険者の届出先は、西東京市で受付をしていましたが、本年4月から届出先が変更になりました。会社員、公務員(第2号被保険者)の被扶養配偶者(第3号被保険者)の方は、第2号被保険者の勤務先(事業主)を経由して、第3号被保険者該当届等を勤務先(事業主)の管轄する社会保険事務所に届出をします。

勤務先(事業主)を経由する届出の範囲は次のとおりです。

国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認第3号被保険者該当届 国民年金被保険者資格喪失届 国民年金被保険者氏名・生年月日・性別変更訂正届 国民年金被保険者住所変更届 国民年金被保険者死亡届

以上いずれかに該当した場合には、勤務先(事業主)の事務担当課に届出する必要があります。

第3号被保険者資格等に関する照会(西東京市に住民票がある被保険者の方の照会先)は、武蔵野社会保険事務所(☎0422-561411)です。

保険年金課(☎内線1493、☎内線2137、2138)

しておくと、保険証の返還や保険給付を一部差し止められることがあります。保険料はきちんと納めましょう。

保険年金課(☎内線1481、☎内線2135、2136)